

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

10万円以上20万円未満の資産の取扱い

Q：10万円以上20万円未満の資産の取扱いについて教えてください。

A：個別の耐用年数で償却する方法、一括償却資産として3年均等償却する方法があります。

【解説】

平成10年4月1日以後開始する事業年度から、少額減価償却資産の取得価額基準が、20万円未満から10万円未満に引き下げられたのに伴い、10万円以上20万円未満の資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する「一括償却」の特例が認められました。この一括償却は、申告段階で償却限度額超過分を加算する方法も認められます。

もちろん、各資産の個別耐用年数で償却することもできますので、10万円以上20万円未満の資産については、まず、個別償却をするのか一括償却するのを選択することになります。

個別償却と一括償却のどちらを選択するかは、個々の資産ごとに企業で任意にできますので、Aコンピューターは一括償却、Bコンピューターは個別償却というように、同じ種類の資産の中での使い分けも認められます。

個別償却の場合、一般的には3年より償却スピードが遅く残存価額が残ることになりますが、除却損の計上ができます。逆に、一括償却の場合は、3年間で支出費用全額が損金化できますが、3年間のうちに資産の減失等があっても除却損の計上はできません。

